

境港市不妊治療費等助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不妊治療及び不妊検査に要する費用の一部を助成することで、当該不妊治療及び不妊検査を受けた者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定不妊治療 体外受精及び顕微授精をいう。

(2) 人工授精 採取した精子を排卵日に合わせて子宮内に注入する医療保険各法の規定による治療の給付の適用とならない不妊治療をいう。

(3) 保険適用一般不妊治療 医療保険各法の規定による治療の給付が適用となる不妊治療をいう。

(4) 不妊検査 不妊症の診断のために必要と認める一連の検査をいう。

(特定不妊治療費助成金)

第3条 市長は、鳥取県特定不妊治療費助成金（以下「県特定不妊治療助成金」という。）の交付を受けた者に対して、特定不妊治療費助成金を交付する。

2 特定不妊治療費助成金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 法律上の婚姻をしている夫婦で、鳥取県知事が指定する医療機関において、特定不妊治療を受けた者

(2) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された夫婦で、交付申請時に夫若しくは妻のいずれか一方又は両方が境港市内に住所を有している者

(3) 夫及び妻の県特定不妊治療助成金の交付申請日（以下「県特定不妊治療交付申請日」という。）の属する年の前年の所得（児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条に規定する所得について、同令第3条の規定に基づいて算出した額をいう。以下同じ。）の合計額（県特定不妊治療交付申請日が1月から5月までの申請については、県特定不妊治療交付申請日の属する年の前々年の所得の合計額）が730万円未満の夫婦

(4) 境港市から特定不妊治療費助成金の交付を受けようとする特定不妊治療について、他の市町村から当該特定不妊治療に係る助成金の交付を受けていない者又は受けようとしていない者

3 特定不妊治療費助成金の額は、1回の治療につき、県特定不妊治療助成金の対象となる特定不妊治療に要した費用から鳥取県が交付した県特定不妊治療助成金の額を控除した額又は5万円のいずれか低い額とする。

4 特定不妊治療費助成金の助成回数は、次の各号のとおりとする。

(1) 平成 27 年度までに特定不妊治療費助成金を受けた場合は、助成回数は制限しないが、通算 5 年度（同一の特定不妊治療に対する県特定不妊治療助成金と特定不妊治療費助成金の交付年度が異なる場合、当該特定不妊治療費助成金の交付年度は、県特定不妊治療助成金の交付年度に助成されたものとみなして通算助成年度を数える。）まで助成する。

(2) 平成 28 年度以降に新規で特定不妊治療費助成金を受ける場合は、次のア又はイに掲げる区分に応じた標準回数を上限とする。ただし、新規で特定不妊治療費助成金を受ける際の治療開始日における妻の年齢（以下「初回治療開始日の年齢」という。）が、43 歳以上の場合は対象外とする。

ア 初回治療開始日の年齢が 40 歳未満の場合、通算 12 回まで助成する。ただし、治療開始日における年齢が 43 歳到達後は、残りの助成回数又は 3 回のいずれか少ない回数とする。

イ 初回治療開始日の年齢が 40 歳以上 43 歳未満の場合、通算 6 回まで助成する。ただし、治療開始日における年齢が 43 歳到達後は、残りの助成回数又は 3 回のいずれか少ない回数とする。

（人工授精助成金）

第 4 条 市長は、鳥取県人工授精助成金（以下「県人工授精助成金」という。）の交付を受けた者に対して、人工授精助成金を交付する。

2 人工授精助成金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 法律上の婚姻をしている夫婦で、産婦人科又は泌尿器科を標榜する医療機関（以下「特定医療機関」という。）において、人工授精による不妊治療を受けた者

(2) 交付申請時に夫若しくは妻のいずれか一方又は両方が境港市内に住所を有している者

(3) 境港市から人工授精助成金の交付を受けようとする人工授精について、他の市町村から当該人工授精に係る助成金の交付を受けていない者又は受けようとしていない者

3 人工授精助成金の額は、1 回の治療につき、鳥取県人工授精助成金の対象となる人工授精に要した費用から、鳥取県が交付した鳥取県人工授精助成金の額を控除した額の 2 分の 1（1 円未満は切り捨て）とし、1 年度あたり 5 万円を限度に、通算 2 年度（同一の人工授精に対する県人工授精助成金と人工授精助成金の交付年度が異なる場合、当該人工授精助成金の交付年度は、県人工授精助成金の交付年度に助成されたものとみなして 1 年度あたりの助成限度額及び通算助成年度を数える。）まで助成する。

（保険適用一般不妊治療費助成金）

第 5 条 保険適用一般不妊治療費助成金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 法律上の婚姻をしている夫婦で、特定医療機関において、保険適用一般不妊治

療を受けた者

(2) 交付申請時に夫若しくは妻のいずれか一方又は両方が境港市内に住所を有している者

(3) 境港市から保険適用一般不妊治療費助成金の交付を受けようとする保険適用一般不妊治療について、他の市町村から当該保険適用一般不妊治療に係る助成金の交付を受けていない者又は受けようとしていない者

2 保険適用一般不妊治療費助成金の額は、1回の治療につき、保険適用一般不妊治療に要した費用のうち自己負担額（文書料、個室料等の治療に直接関係のない費用は除く。）の2分の1（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1年度あたり3万円を限度に、通算2年度まで助成する。

（不妊検査費助成金）

第6条 不妊検査費助成金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 法律上の婚姻をしている夫婦のうち、特定医療機関において、不妊検査を受けた夫又は妻で、交付申請時に境港市内に住所を有している者

(2) 検査開始時点の妻の年齢が43歳未満であること。

(3) 境港市から不妊検査費助成金の交付を受けようとする不妊検査について、他の市町村から当該不妊検査に係る助成金の交付を受けていない者又は受けようとしていない者

2 助成の対象となる不妊検査は、不妊検査を開始した日から終了した日までの期間が1年以内のものとする。ただし、不妊検査が終了する前に不妊治療を開始した場合は、当該不妊治療を開始した日を不妊検査が終了した日とみなす。

3 不妊検査費助成金の額は次のとおりとする。

(1) 医療保険各法の規定による治療の給付が適用となる不妊検査については、保険診療分の自己負担額の2分の1（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は夫婦1組につき1万3,000円のいずれか低い額とする。

(2) 県不妊検査助成金の交付を受けた者については、不妊検査に要した費用のうち県不妊検査助成金の対象となる不妊検査に要した費用から県不妊検査助成金の額を控除した額の2分の1（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は6,500円のいずれか低い額とする。

4. 助成回数は、不妊検査を受けた夫及び妻1人につき1回限りとする。

（交付申請）

第7条 前4条の助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、同一の不妊治療に対する県特定不妊治療助成金、県人工授精助成金又は県不妊検査助成金を受けようとする者は、当該助成金の交付決定及び額の確定通知を受けた後、速やかに申請を行なうものとする。

(1) 特定不妊治療費助成金 特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書(様式第1

号)

(2) 人工授精助成金 人工授精助成金交付申請書兼請求書(様式第2号)

(3) 保険適用一般不妊治療費助成金及び不妊検査費助成金 境港市不妊治療費等助成金交付申請書兼実績報告書(様式第3号)

2 特定不妊治療助成金の申請者は、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 鳥取県特定不妊治療費助成金交付決定及び額の確定通知書の写し

(2) 鳥取県特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書に添付した特定不妊治療受診証明書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

3 人工授精助成金の申請者は、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 鳥取県人工授精助成金交付決定及び額の確定通知書の写し

(2) 鳥取県人工授精助成金交付申請書兼請求書に添付した鳥取県人工授精助成事業受診証明書の写し

4 保険適用一般不妊治療費助成金の申請者は、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 一般不妊治療受診証明書(様式第4号)

(2) 医療機関等の発行した保険適用となる一般不妊治療費に係る領収書及び明細書

(3) その他市長が必要と認める書類

5 不妊検査助成金の申請者で、同一の不妊検査に対する県不妊検査助成金を受けた者は、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 鳥取県不妊検査費助成金交付決定及び額の確定通知書の写し

(2) 鳥取県不妊検査費助成金交付申請書兼実績報告書に添付した鳥取県不妊検査費助成事業に係る証明書の写し

6 不妊検査助成金の申請者で、同一の不妊検査に対する県不妊検査助成金を受けていない者は、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 境港市不妊検査費助成金に係る証明書(様式第5号)

(2) 医療機関等の発行した不妊検査費に係る領収書及び明細書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、申請者から前条の交付申請を受けた場合は、すみやかに助成金の交付を決定し、あわせて助成金の額を確定するものとし、境港市不妊治療費等助成金交付決定及び額の確定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 12 日から施行し、平成 25 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 16 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日以降の申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により提出されている申請書等は、改正後の要綱の規定により提出されたものとみなす。

3 改正前の要綱の様式により作成した申請書等は、当分の間、改正後の要綱の様式により作成したものとして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の境港市不妊治療費等助成金交付要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に開始した人工授精、保険適用一般不妊治療及び不妊検査から適用し、同日前に開始した不妊検査にかかる助成金については、なお従前の例による。